

合同会社吾妻高原ウインドファーム「(仮称) 吾妻高原風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和3年5月12日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、合同会社吾妻高原ウインドファーム「(仮称) 吾妻高原風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社吾妻高原ウインドファームに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社吾妻高原ウインドファームは、同条第2項の規定に基づき、福島県知事及び山形県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年	3月	2日
環境大臣意見受理	平成27年	5月	15日
経済産業大臣意見発出	平成27年	5月	27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年	1月	31日
住民意見の概要等受理	平成29年	4月	28日
福島県知事意見受理	平成29年	6月	26日
山形県知事意見受理	平成29年	7月	14日
経済産業大臣勧告発出	平成29年	7月	28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年	5月	15日
意見の概要等受理	令和元年	7月	19日
福島県知事意見	令和元年	10月	10日
山形県知事意見受理	令和元年	11月	11日
環境大臣意見受理	令和元年	11月	15日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	1月	6日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 3年 4月27日
環境影響評価書確定通知	令和 3年 5月12日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742（直通）